

建築基準法に違反している建築物について、次のとおり命令しましたので、同法第9条第13項の規定により公告します。

平成29年11月15日

京都市長 門川 大作

1 建築物の所在地、用途及び構造

- (1) 所在地 京都市西京区大原野上里北ノ町563番地7, 563番地71
- (2) 用途 作業場及び倉庫
- (3) 構造 鉄骨造亜鉛メッキ鋼板ぶき2階建, 軽量鉄骨造亜鉛メッキ鋼板ぶき平家建
(登記上の表記による。)

2 命令を受けた者の住所及び氏名

- (1) 住所 京都市西京区大原野上里南ノ町10番地
- (2) 氏名 株式会社小野建築設計 代表取締役 小野 富雄

3 命令年月日

平成29年10月27日

4 命令の内容

平成29年11月30日以降、建築基準法第48条第1項の規定に適合しない用途で本件建築物を使用することを禁止する。

5 根拠条項

建築基準法第9条第1項

(都市計画局建築指導部建築安全推進課)